別表第一（第十一条の三関係）

第一　（略）

第二　提供サービスや地域連携体制に関する事項

一　業務内容、提供サービス

(1)・(2)　（略）

(3)　薬局の業務内容

(i)～(xvii)　（略）

(xviii)　災害・感染症への対応

(4)　（略）

二　（略）

三　地域連携薬局等に関する事項

(1)　地域連携薬局

(i)　（略）

(ii)　地域における他の薬局との連携に必要な取組を立案して実施した回数

(iii)　（略）

(iv)　在庫として保管する医薬品を地域における他の薬局開設者に提供した回数

(v)・(vi)　（略）

(vii)　ターミナルケアを要する者に対する居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導の実施の有無

(viii)　地域における他の薬局開設者から、居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を要する者（ターミナルケアを要する者及び小児を除く。）に対する居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導の求めがあった場合に、当該他の薬局開設者に代わり一時的にこれらを行った回数

(2)　専門医療機関連携薬局

(i)～(iv)　（略）

(v)　地域における他の薬局に勤務する薬剤師に対して第十条の三第一項に規定する傷病の区分ごとの専門的な薬学的知見に基づく調剤及び指導に関する研修を行った回数

(vi)　（略）

(3)　健康増進支援薬局

(i)　健康の保持増進の支援に関する研修を修了した薬剤師（薬事に関する実務に従事した期間が一定の期間以上ある者に限る。）の人数

(ii)　第十条の四第三項第一号の医療機関の受診の勧奨又は健康増進支援薬局連携機関の紹介を行った後に、当該医療機関又は健康増進支援薬局連携機関に対し、利用者の相談内容並びに薬剤及び医薬品に関する情報を提供し、その記録を保存した回数

(iii)　健康増進支援活動を利用する方法

別表第一（第十一条の三関係）

第一　（略）

第二　提供サービスや地域連携体制に関する事項

一　業務内容、提供サービス

(1)・(2)　（略）

(3)　薬局の業務内容

(i)～(xvii)　（略）

(xviii)　災害・新興感染症への対応

(4)　（略）

二　（略）

三　地域連携薬局等に関する事項

(1)　地域連携薬局

(i)　（略）

（新設）

(ii)　（略）

(iii)　在庫として保管する医薬品を必要な場合に地域における他の薬局開設者に提供した回数

(iv)・(v)　（略）

（新設）

(2)　専門医療機関連携薬局

(i)～(iv)　（略）

(v)　地域における他の薬局開設者に対して第十条の三第一項に規定する傷病の区分ごとの専門的な薬学的知見に基づく調剤及び指導に関する研修を行った回数

(vi)　（略）

（新設）